

平成 2 8 年 第 1 回 臨時 会

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 28 年第 1 回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 平成 28 年 1 月 25 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 28 年 1 月 29 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 28 年 1 月 29 日 午前 10 時 48 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員		
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹俣 信行	○	教 育 長	林 伸行	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課長	小野寺祥裕	○
総 務 課 主 幹	小泉 政敏	○	生涯学習課主幹	藤原 勝美	○
住民企画課長	伊藤 泰広	○	学校給食センター主幹	佐藤 美則	○
住民企画課主幹	篠原 裕佳	○			
住民企画課主幹	森井 研児	○			
保健福祉課長	石川 篤	○			
保健福祉課主幹	小野 淳子	○			
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小南 雅誉	○			
産業振興課主幹	小野 敏明	○			
建設課長	松橋 正樹	○			
建設課主幹	金野 茂幸	○			
建設課主幹	竹内 秀行	○			
会計管理者	五十嵐正美	○			
総務課庶務担当主査	近野 幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳 朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	川口 昌志	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	山田志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	8番 谷川 忠雄 9番 篠原眞稚子
2			会期の決定	1月29日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	議案	1	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	2	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	3	津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	4	津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	5	平成27年度津別町一般会計補正予算（第7号）について	
10	〃	6	平成27年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について	
11	〃	7	平成27年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	
12	〃	8	平成27年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	9	平成 27 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	
14	”	10	平成 27 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は全員であります。  
ただいまから平成 28 年第 1 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。  
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において  
8 番 谷 川 忠 雄 君                      9 番 篠 原 眞 稚 子 さん  
の両名を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にいたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。  
したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。  
事務局長に報告させます。  
○事務局長（川口昌志君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の平成 28 年第 1 回津別町議会臨時会諸般の報告のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。

本日ここに第 1 回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、12 月定例議会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、平成 27 年国勢調査についてであります。5 年ごとに行われる国勢調査は、10 月 1 日現在の人口を始めとする諸調査を 69 調査区に分け、47 名の調査員によって行われました。このほど発表されました人口と世帯の速報値によりますと、津別町の人口は 5,008 人、世帯数は 2,231 世帯で、前回調査の平成 22 年に比べ、人口で 638 人、11.3%減少し、世帯数では 133 世帯、5.6%の減少で、予想を上回る結果となりました。

調査にご協力いただきました町民の皆様と、調査に従事されました調査員及び指導員の方々に深くお礼を申し上げる次第であります。

次に、ふるさと納税についてであります。平成 27 年 1 月から 12 月までの寄附実績につきましては、1,125 件、2,715 万円となりました。前年の 18 件、109 万円と比較

しますと大幅な増額となったところですが、今後とも、返礼品目数の拡大や魅力向上に努め、寄附額の増加に努めてまいります。

次に、まちなか再生事業についてであります。1月14日に筑波大学 雨宮護准教授と2名の大学院生が来町し、夏のゼミ合宿時に行ったアンケート調査結果等の考察や提案を交え、道の駅あいおい、ラグビー合宿、域内経済循環及び飲食店需要調査の内容について、約50名の町民が参加する中、貴重な報告をいただきました。

また、1月22日には今年度のこれまでの事業成果を発表する「まちづくり・シンポジウム」を筑波大学 ベント副学長、国土交通省北海道局地政課 坂場事業計画調整官など関係者を含め170名余りが参加する中開催されました。夏の高大連携事業ワークショップグループと今回新たに取り組んだ高大連携ワークショップの発表に続き、まちなか再生協議会によるワークショップの成果発表が行われました。この後、小樽商科大学学生によるマーケティング分析と筑波大学生による地域データ分析の発表が行われ、最後に12月に開催された「地方創生アイデアコンテスト2015」において、地方創生担当大臣賞を受賞した内容が、筑波大学院生により報告されました。長時間の開催にもかかわらず、参加された方々は熱心に耳を傾けるシンポジウムとなり、今後の取り組みにつきましては、さらに多くの町民の皆様が関心を持っていただけるよう取り進めてまいります。

また、今回のまちなか再生事業と直接の関連はありませんが、筑波大学大澤教授が参加する科学研究費補助金・合同合宿型研究会を津別町で開催され、25名の研究者が本町に滞在されました。この研究内容には、津別町をテーマにしたものもあるなど、さまざまな角度で共同研究やご支援をいただいていることに対し感謝を申し上げる次第であります。

次に、地方創生総合戦略についてであります。計画の一つであります「特産品販路開拓・拡大支援事業」につきましては、12月16日から18日にかけて農協青年部、農協職員、町職員合計6名が船橋市を訪問し、市長とも面談し現地の農業青年と親交を深め、継続的な交流を申し合わせた有意義な一歩がスタートしたところです。本年7月には、船橋市の農業青年等が来町することとなりました。

次に、行方不明者の捜索についてであります。昨年12月27日午後から、緑町在



住の49歳の男性が家を出たまま戻らないとの捜索願が警察に出されたことから、28日朝より町職員も加わり捜索しましたが、発見することはできませんでした。年明け1月6日に再度警察、町職員、消防職員により捜索を行いました。残念ながら今なお発見には至らない状況となっています。

次に、成人式についてであります。1月10日、町内・町外合わせて43名の新成人が出席し、来賓の皆様や多くのご家族に見守られる中、中央公民館において開催されました。

式典では、町民憲章の朗唱や希望に燃える力強い「成人の誓い」が述べられ、恒例となりました恩師からのビデオレターや北見室内管弦楽団による演奏などで、晴れの門出を祝ったところであります。新成人となられた皆さんには、それぞれの夢に向かって歩み続ける大人であってほしいと願うところです。

次に、地域おこし協力隊についてであります。1月13日に本岐小学校跡に開設する小規模多機能型居宅介護支援事業所サテライト施設に従事予定の藤原世利子氏が2児のお子さんとともに岡山県より着任されました。現在4月のオープンに向け、夢ふうせん「ののか」で研修を行っており、本岐市街地の住宅に入居し、早速地域の方々との交流が始まったところであります。

次に、低気圧に伴う大雪に係る対応についてであります。発達した低気圧の影響により、1月18日夜から21日の明け方まで強い風を伴った雪が降り続き、19日午前0時25分に「大雪警報」が発令され、降雪量は88センチメートルを記録しました。これにより、町では各所管課の施設の管理の万全を期すこと、農家や通院患者、高齢者世帯への注意を促すとともに、広報車により住民への注意喚起を行い、19日午後5時から20日午後6時の間において自主避難所を生活改善センターに開設したところ、北見市民1名の利用があったところです。

この大雪により、臨時休校、ごみ収集の見合わせ、公衆浴場の休業、まちバスの運休を余儀なくされましたが、人的被害に至る状況はありませんでした。道路につきましては、順次排雪作業を行っておりますので、ご理解方よろしくようお願い申し上げます。

次に、東部百貨店池袋店「食の大北海道展」でのクマヤキの実演販売についてであ

りますが、1月21日から26日の6日間、クマヤキの実演販売を実施しました。折からの暴風雪により販売員の一部に遅れが出ましたが、HBC放送局社員のご協力をいただき、無事乗り切ることができました。

日本一の北海道物産展と呼ばれるにふさわしく、期間中は大勢の来店者で賑わい、クマヤキは百貨店の宣伝広告やマスコミに取り上げられたことにより、連日、行列ができる盛況ぶりでした。

また、この「食の大北海道展」の様子をHBC放送局が「それいけ！北海道物産展（仮称）」と題し、5月22日にTBS系列で放映が予定されていることから、今後、道の駅あいおいへの入込が増えることを大いに期待するものです。

次に、国営農地再編整備事業についてであります。本年度より実施地区となり調査測量業務が行われているところですが、今国会において平成27年度補正予算が可決成立し、津別地区は5億2,000万円の補正額となりました。このことから1月26日、農林水産副大臣、道内選出国會議員、農林水産省及び国土交通省北海道局の関係部局へのごあいさつと、平成28年度の予算措置等について要請活動を行ってまいりました。

今後とも事業の着実な実施に向け、引き続き津別地区国営事業促進期成会及び推進協議会と連携を図りながら関係機関への適切な要請活動を行ってまいります。

なお、今議会におきまして、給与等関係条例の改正及び各会計補正予算の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

#### ◎議案第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第7、議案第3号 津

別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第7、議案第3号 津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を一括議題とすることに決定しました。

議案第1号から順次内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(齊藤昭一君) ただいま上程となりました議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括にてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、平成27年8月6日の人事院勧告及び平成28年1月22日に開催の津別町特別職報酬等審議会の答申に基づき、一般職の勤勉手当と同様に議員及び特別職並びに教育長の期末手当の支給率を年間0.1カ月引き上げる改正を行うものであります。

議案第1号の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と、議案第2号の津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の内容につきましては、同様でありますので改正内容の説明は説明資料1ページ、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表をもってご説明させていただきます。

第1条関係につきましては、平成27年12月に支給する期末手当に関する条例改正として第6条第2項文中、12月支給分の改正前「100分の212.5」に100分の10を上乗せし、「100分の222.5」に改正するものがございます。

第2条関係につきましては、平成28年度から支給する期末手当に関する条例改正として、第6条第2項文中、6月支給分の改正前「100分の197.5」に100分の5を上乗せし、「100分の202.5」に12月支給分の改正前「100分の222.5」から100分の5を差し引き「100分の217.5」に改正するものでございます。

議案の本文にお戻り願います。第1条、第2条につきましては、ただいまご説明の内容を条文化したものでございます。

附則の施行期日等についてであります。第1項、この条例は、公布の日から施行するものであります。平成28年度支給分となります第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものであります。

第2項の規定につきましては、平成27年度分の支給となります第1条の規定は、平成27年12月1日から適用するものであります。

第3項の期末手当の内払いにつきましては、このたびの条例改正により生じる差額の支給を規定しているものであります。

続きまして、議案第3号の津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例の制定について、説明資料3ページの新旧対照表をもってご説明させていただきます。

津別町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例については廃止条例ですが、現教育長の任期中の経過措置となっております。したがって条例の改正内容は附則第2項の文中、平成28年6月支給分の「100分の197.5」に100分の5を上乗せし、「100分の202.5」に、平成27年12月支給分の「100分の212.5」に100分の10を上乗せし、「100分の222.5」に改正するものでございます。

議案の本文にお戻り願います。改正しようとする条文につきましては、ただいまご説明の内容を条文化したものでございます。

附則第1項の施行期日についてであります。この条例は公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用することとしております。

第2項の期末手当の内払いについては、この度の条例改正により生じる差額の支給を規定しているものであります。

なお、このたびの改正に伴う平成27年度の所要額につきましては、議員分で20万

2,000円、特別職と教育長分で18万5,000円、合計38万7,000円となり、予算措置につきましては後ほど議案第5号にて補正予算をご提案させていただきます。

以上、議案第1号、第2号、第3号の提案内容のご説明を申し上げましたので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに、議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、議案第4号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ただいま上程となりました議案第4号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

最初に、条例改正の基本的な考え方ではありますが、国家公務員の給与改定につきましては、平成27年8月6日の人事院勧告の後、12月4日に閣議決定が行われ、現在、開会中の通常国会において1月20日に参議院で給与改定法案が可決されており、1月26日付をもって公布されました。

本町職員の給与につきましては、これまでの間、基本的にこの人事院勧告及び国家公務員の給与改正に準じて対応してきていることから、今回、本町職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正の内容につきまして説明資料の4ページより新旧対照表に基づきポイントを絞って説明をさせていただきます。まず第1条関係につきましては、平成27年12月に支給する期末手当に関する条例改正として第21条第2項第1号の再任用以外の職員については現行に0.1カ月分を上乗せすることとし、「6月に支給する場合には」の文言と、「12月に支給する場合には、100分の85」の文言を加え、第2号の再任用職員においては現行に0.05カ月分を上乗せすることとし、「6月に支給する場合には」文言と、「12月に支給する場合には100分の40」の文言を加える改正を行うものであります。

次に、別表第1、第4条関係の給料表の改正についてであります。4ページ下段以降9ページまでの給料表の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。すべての級号において改正される内容となっておりますが、幾つか例を挙げてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。大卒初任給の格付け級号は1級 25号で、この部分では2,500円の引き上げとなります。採用され10年経った32歳の職員の格付けは3級 24号となります。ここでは1,200円の引き上げとなっております。次に、6ページをご覧ください。42歳の職員の格付けは4級 48号となります。1,100円の引き上げとなっております。続きまして8ページをご覧ください。52歳の職員の格付けは4級 80号となります。1,100円の引き上げとなります。

ただいま申し上げたように、特に初任給は民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引き上げることとし、若年層についても同程度の改定の内容となっております。その他については、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官、民の給与差が縮小することとなっていることを踏まえ1,100円の引き上げを基本に改定される内容となっており、平均で0.36%の引き上げとなり、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いた改定となっております。

次に、説明資料10ページをお開き願います。第2条関係については、平成28年度から支給する期末手当に関する条例改正として第21条第2項第1号の再任用職員以外の職員については0.1カ月を上乗せすることとし、「6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め、第2号の再任用職員については0.05カ月分を上乗せすることとし、「6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める改正を行うものであります。

議案の本文にお戻り願います。第1条、第2条につきましては、ただいまご説明の内容を条文化したものでございます。

附則の施行期日等についてであります。第1項のこの条例は、公布の日から施行するものであります。平成28年度に支給分となります第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものであります。

第2項の規定につきましては、平成27年度分の支給となります第1条の規定は、平成27年4月1日から適用するものであります。

第3項の給与の内払いにつきましては、このたびの条例改正により生じる差額の支給を規定しているものであります。

なお、このたびの改正に伴う全職員に係る平成 27 年度所要額につきましては、給料分で 64 万 6,000 円、手当分で 397 万 9,000 円、合計 462 万 5,000 円となり、予算措置につきましては後ほど各会計補正予算にてご提案させていただきます。

以上、提案内容のご説明を申し上げましたので地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 4 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 5 号 津別町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程となりました議案第 5 号 平成 27 年度津別町一般会計補正予算（第 7 号）につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、議会議員及び特別職の報酬並びに一般職の給与等につ



いて、議案第1号から第4号において今現在条例改正いただきました内容に基づきまして2月に差額支給を見込みまして人件費及び人件費補正に係る各特別会計への繰出金の補正と、それから予算不足となっております児童手当の増額補正、さらに町営住宅等建設整備事業に係る予算の支出科目、節の変更と、あと継続費の設定となっております。

それでは、補正予算の条項をご覧ください。第1条第1項におきまして歳入歳出予算にそれぞれ1,032万3,000円を追加しまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億2,138万4,000円と規定するものであります。

第2項及び第2条につきましては、資料の事項別明細書を説明後に内容を説明させていただきます。まず、特別職を含む職員人件費全体の説明をさせていただきます。条例改正に伴う人件費の補正につきましては、給与表改正、勤勉手当の改正及びそれらに係る退職手当組合、福祉協会等の負担金が増となるところでありますが、退職手当組合への負担金につきましては、負担金の基礎数値のとらえ方に現在の予算計上に誤りがありまして再計算しまして、総額では減額ということになっております。その他12月以降に扶養手当、住居手当等の移動分がありましたので、それら含めましてすべての会計の補正総額は476万9,000円の増額となるところであります。一般会計では、そのうち上水道事業会計の増額補正額4万3,000円については除かれますので、職員人件費関係は472万6,000円となります。なお、議会議員の報酬の増額が20万2,000円となりますので、合わせて492万8,000円の補正となるところであります。

それでは、事項別明細書の歳出5ページ、6ページのほうをお開きください。歳出につきましては、給与費を設定しております各目で増減させており、一般会計全体で423万6,000円の増額となりますが、各目の説明は省略させていただきますのでご了承ください。

5ページ、款1議会費、項1議会費、目1議会費におきまして、6ページのとおりの議員報酬等の期末手当について20万2,000円の追加となります。

続きまして11ページの款3民生費、項1社会福祉費ですが、その次の13ページ、14ページのほうをお開きください。社会福祉総務費におきまして14ページのとおりの国民健康保険事業特別会計繰出金としまして26万1,000円、介護保険事業特別会計繰出

金として17万円を人件費補正分として増額補正するものです。

次に、15ページ、16ページのほうをお開きください。下段のほうになりますが項2児童福祉費、目1児童福祉総務費におきまして児童手当等扶助費の児童手当費に2月支給において不足する分539万5,000円を増額するものであります。これは本年度の支給総額の予算不足分につきまして予算補正の増額要求を失念いたしましたということで、今回補正をお願いするものであります。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費は17ページ、18ページをお開きください。目3環境衛生費におきまして18ページのとおり下水道事業特別会計繰出金として7万7,000円の増額、簡易水道事業特別会計繰出金は1万8,000円の人件費分の減額補正となります。

次に、23ページの款8土木費ですが25ページから26ページをお開きください。項4住宅費のうち下段の目2住宅建設費につきましては、町営住宅等建設整備事業におきまして説明28ページにわたりますが西町団地の整備につきまして、買取事業として進めることから、委託料1,209万6,000円につきまして公有財産購入費に同額を節変更するものであります。

以下、歳出は人件費のみですので説明を省略させていただきます。

歳入のご説明をいたします。3ページから4ページをお開きください。今回の歳出補正に対する特定財源といたしましては、款13国庫支出金及び款14道支出金におきまして児童手当に係る分といたしまして民生費国庫負担金で309万6,000円、民生費道負担金114万8,000円の増額となります。そのほかの一般財源につきましては、留保しておりました普通交付税で一般財源全額を対応することといたしまして款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、普通交付税におきまして607万9,000円の増額補正をするものであります。

それでは、議案の補正条文のほうにお戻りください。第1条第2項につきましては第1表のとおり款項区分ごとに整理いたしまして、第1項の補正額及び予算総額とするものであります。

第2条につきましては、めくりまして第2表の継続費のとおり款8土木費、項4住宅費におきます西町団地買取事業につきまして2カ年で行うこととしまして、設計に

係る費用と建設費用を基準といたしまして年割額を設定、平成27年度は1,209万6,000円、現形予算のとおりです。また、平成28年度は3億2,847万2,000円、総額3億4,056万8,000円として継続費と設定するものであります。

以上、内容につきましてご説明いたしましたので、原案を承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、議案第6号 津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第6号 平成27年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして内容の説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では給与条例改正によります人件費の補正であります。

歳入では、一般会計からの繰入金を内容とする補正であります。

第1条といたしまして歳入歳出予算の総額に26万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億280万7,000円とするものです。

それでは歳出のほうから説明いたしますので5ページ、6ページをお開きください。款1総務費の給与費の26万1,000円の追加は、給与条例改正による人件費の補正であります。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので3ページ、4ページにお戻りください。款8繰入金の一般会計繰入金は、人件費に係る分として26万1,000円の追加となります。

それでは、前の条文に戻っていただきまして第1条第2項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに第1表で整理させていただいたものであります。

以上、説明申し上げましたのでご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第7号 津別町介護保険事業特別会計補正予

算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） それでは、ただいま上程となりました議案第7号 平成27年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について内容のご説明を申し上げます。

補正の理由としましては、歳出で給与条例改正に伴う人件費の補正となります。

歳入では、人件費の財源として一般会計からの繰入金の補正となります。

条項をご覧ください。第1条第1項といたしまして歳入歳出予算の総額に、それぞれ17万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億3,414万9,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので5ページ、6ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の総務一般事務費では、給与条例改正に伴う給与費の補正で合計17万円を増額補正するものでございます。

続いて、歳入にお戻りいただきたいと思います。3ページ、4ページをお開きください。款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金、節1事務費繰入金では、給与費増額分の財源といたしまして17万円の増額でございます。

それでは本文に戻っていただきまして、第1条第2項に定める第1表は、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、原案にご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第8号 津別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第8号 平成27年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

補正の理由としましては、給与条例改正に伴う人件費の精査によるものです。

第1条においては、歳入歳出それぞれ7万7,000円を追加し、予算総額を5億8,909万6,000円とする補正をお願いするものです。

歳出からご説明いたしますので5ページ、6ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費において、給与費7万7,000円を追加するものです。

3ページの歳入をお開き願います。款4繰入金において支出の追加分として一般会計繰入金7万7,000円を増額するものです。

最初の条文に戻っていただき第1条第2項の第1表につきましては、ただいまご説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第9号

○議長(鹿中順一君) 日程第13、議案第9号 津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹(竹内秀行君) ただいま上程となりました議案第9号 平成27年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては給与条例改正に伴う人件費の精査によるものです。

第1条につきましては、歳入歳出それぞれ1万8,000円を減額し、予算の総額を4,266万円とする補正をお願いするものです。

歳出からご説明いたしますので5ページ、6ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、給与費において1万8,000円の減額とするものです。

3ページの歳入をお開き願います。款3繰入金において、支出の減額分として一般会計繰入金を1万8,000円の減額とするものです。

最初の条文に戻っていただき第1条第2項第1表につきましては、ただいまご説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第10号

○議長(鹿中順一君) 日程第14、議案第10号 津別町上水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹(竹内秀行君) ただいま上程となりました議案第10号 平成27年度津別町上水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、給与条例改正に伴う人件費の精査によるものです。

第2条としまして収益的収入及び支出の、支出の部において、款1水道事業費用について4万3,000円の追加をお願いするものです。

2ページをお開き願います。収益的収入及び支出の、支出の部において、款1水道事業費用、項1営業費用、目3総係費について、給与等それぞれを精査し4万3,000円を追加するものです。

最初の条文にお戻りいただき第3条につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費について人件費の補正分4万3,000円の追



加をお願いするものです。

1 ページは、予算補正実施計画として款項目区分に整理したものでございます。

3 ページからは財務諸表となります。3 ページのキャッシュフローにつきましては、今回の補正により当年度純利益は表の一番上、2,138 万 7,000 円となり資金期末残高は一番下、2 億 5,820 万 6,000 円となります。

4 ページから 6 ページは貸借対照表になります。流動資産の現金預金は 4 ページの下から 6 行目、2 億 5,820 万 6,000 円と予定しております。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 10 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本臨時会の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成 28 年第 1 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前 10 時 48 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員